

令和2年度  
次世代店舗支援事業  
**既存店魅力向上事業**

**補助金申請の手引き**

この手引きは、補助金申請の手続きと、申請書等の作成について説明するものです。  
申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

○申請受付期間

**令和2年 5月18日(月)～**

※ 先着順に受付し、申請額が予算額に達し次第、各期の受付を終了します。  
受付状況は、市HPにて随時お知らせいたします。

○お問い合わせ先

店舗所在地の区役所又は市役所商業振興課までお問い合わせください。

※詳細は12ページを参照ください。

○これから申請を検討される方へ

- ・外部識者による審査を行い補助金の採択・不採択を決定します。
- ・申請時に事業計画書・収支計画書を提出していただきます。  
経営について相談できる窓口などもご活用して作成してください。  
(例：新潟IPC財団、地域の商工会議所・商工会、お取引先の金融機関など)。

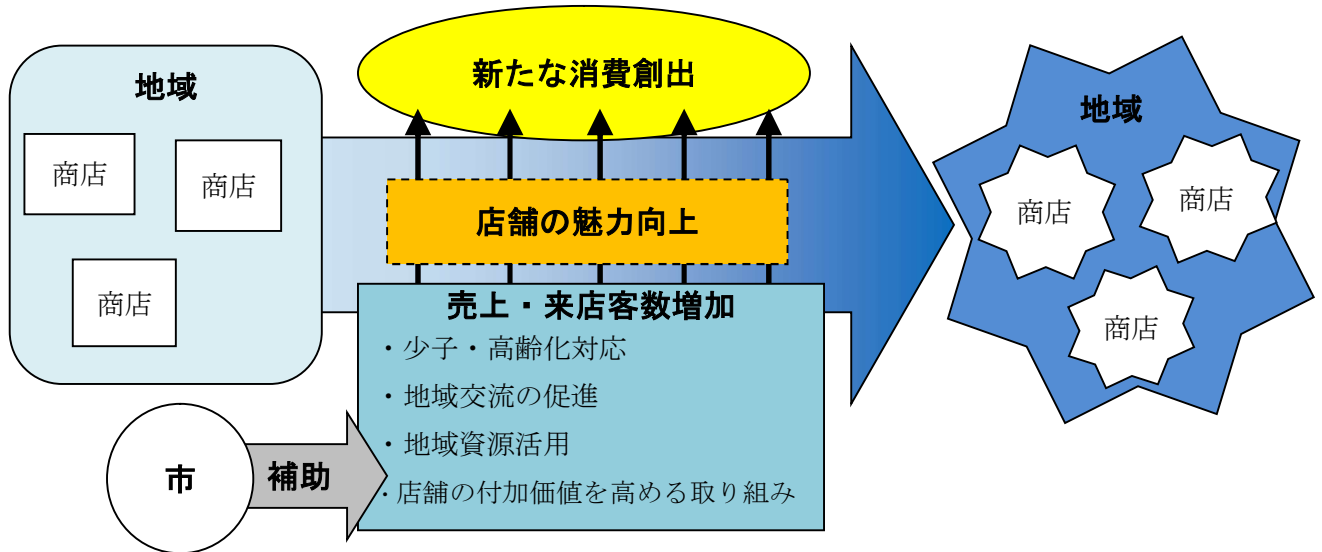
令和2年5月  
新潟市

# 1. 事業の目的

少子化、高齢化が進行するとともに、消費者の意識や行動の変化など、地域の商店を取り巻く社会構造が大きな変化を迎えている中で、本市の地域商業を活性化するためには、地域商店の多くを構成する小規模な店舗の活性化を図ることが必要です。

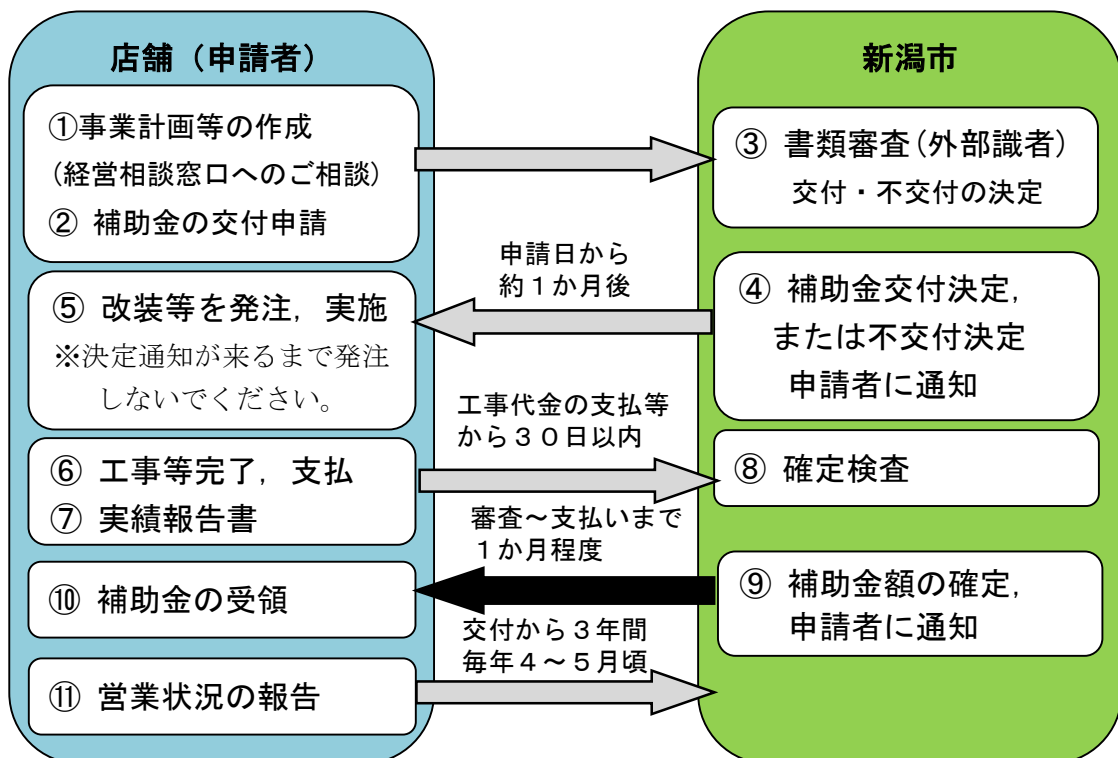
本事業では、売上・来店客数増加のために行う魅力的な店舗への改装等を行う場合に係る費用を支援することにより、地域商業全体の活性化を図ることを目的としています。

## 【制度イメージ図】



## 【補助金交付の流れ】

凡例：書類提出・送付 → , 補助金支払い →



注意) 標準的スケジュールであり、申請内容によりさらに時間を要する場合があります。

## 2. 要件等

### (1) 補助対象者

項目
<b>●次の①～⑨の全てに該当する事業者及び店舗</b>
① 次のいずれかに該当する中小企業者等 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者</li><li>・ 商店街団体</li><li>・ 公益活動団体 （特定非営利活動法人，一般社団法人，社会福祉法人，地域コミュニティ協議会）</li><li>・ その他市長が適当と認める団体</li></ul>
② 市内で小売業，飲食業，生活関連サービス業のいずれかを営む店舗 ※1
③ 申請日以前に1年以上継続して同一事業を営んでいる店舗
④ 次のいずれか一方に該当する小規模な店舗 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 店舗にて常時使用する従業員数が5名以下の店舗 ※2</li><li>・ 売場面積250㎡以下の店舗 ※3</li></ul>
⑤ 過去に，地域商店魅力アップ応援事業や次世代店舗支援事業の補助金の交付を受けていない店舗 ※4
⑥ 国，県，その他の地方公共団体等の制度による同一目的の支援を受けていない店舗
⑦ 市税を完納している者 ※5
⑧ 建築基準法，食品衛生法，その他関係法令に違反していない店舗
⑨ 補助対象事業に着手していない店舗（補助金交付決定日前に，備品や改装工事の発注等の行為を行っていない店舗）

※1 対象業種については4ページからの対象業種一覧を参考にしてください。  
ただし、事業者及び事業内容が、次の a～f のいずれかに該当する場合は対象外です。

a.	暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者
b.	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号又は第5号の風俗営業又は第5項の性風俗関連特殊営業を営む店舗
c.	宗教活動又は政治活動を目的とした事業を営む店舗
d.	フランチャイズチェーン（FC）として事業を営む店舗 ※本事業で定義する「フランチャイズチェーン」とは、次のア）～ウ）の全てに該当する店舗です。（いずれか1つでも満たさない場合は補助対象となります。） ア）他の事業者（本部）から、特定の商標、商号等を使用する権利を与えられている イ）物品販売、サービス提供、その他の事業・経営について、本部からの援助、統制、指導に基づき、統一的な方法により実施されている ウ）上記ア）、イ）の対価として本部に金銭を支払っている
e.	チェーンストアとして事業を営む店舗 ※本事業で定義する「チェーンストア」とは、11以上の店舗を直接経営している単一資本が営む店舗を指します。
f.	大規模小売店舗立地法により届出された店舗であり、1棟の建物として店舗面積1,000㎡超の店舗のテナントとして営業している店舗

※2 「常時使用する従業員」は正規職員のほか、次の者も含みます。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時職員やパート、アルバイト</li> <li>・常駐する事務員や商品配達に従事する者など、主に店頭以外での業務に従事する者であっても店舗従業員として雇用している者</li> </ul>
<p>●ただし、次の者は「常時使用する従業員」には含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人事業主及びその家族従業員（同一生計者で三親等内の親族）や会社役員</li> <li>②日々雇い入れられている者</li> <li>③2カ月以内の期間を定められた使用者</li> <li>④季節的業務に4カ月以内の期間を定められた使用者</li> <li>⑤試用期間使用者</li> </ul>

※3 売場面積とは、顧客に対して直接サービスを提供する場所の面積を指し、補助対象となる範囲と一致します。事務室や従業員休憩室、倉庫等は含まれません。

(売場の例)

小売業：商品売場、商品展示場所、販売する商品の製造場所、レジ等のスペース など

飲食業：飲食スペース、厨房 など

理容美容業、療術業：施術場所、待ち合いスペース など

学習塾：教室、相談スペース、ラウンジ等の共用スペース など

※4 過去に次世代店舗支援事業、地域商店魅力アップ応援事業等の補助金を受けた店舗が、店舗名称や代表者の変更を行った場合であっても、原則として同一店舗とみなします。その場合は本事業の対象外となりますので、ご注意ください。

※5 市外に住所をもつ個人事業主又は本社・本店をもつ法人が市内に店舗を構えている場合は、新潟市への納税義務があることが要件となります。

## 対象業種一覧

【日本産業分類（平成25年10月改定，平成26年4月1日施行）に基づくもの】

	対象		対象外
小売業	各種商品小売業	中分類56	・無店舗小売業（中分類61）は対象外
	織物・衣服・身の回り品小売業	中分類57	
	飲食料品小売業	中分類58	
	機械器具小売業	中分類59	
	その他の小売業	中分類60	
飲食サービス業	飲食店	中分類76	・配達飲食サービス業（小分類772）は対象外 ※通常の飲食店も兼ねる場合は対象
	持ち帰り飲食サービス業	小分類771	
生活関連サービス業	保険媒介代理業	小分類674	・商業写真業（細分類7462）は対象外
	不動産取引業	中分類68	
	貸家業，貸間業	小分類692	
	自動車賃貸業	小分類704	
	スポーツ・娯楽用品賃貸業	小分類705	
	その他の物品賃貸業	小分類709	
	写真業（商業写真を除く）	細分類7461	
	旅館，ホテル	小分類751	
	簡易宿所	小分類752	
	洗濯・理容・美容・浴場業	中分類78	
	その他生活関連サービス	中分類79	
	映画館	小分類801	
	興行場，興行団	小分類802	
スポーツ施設提供業	小分類804		
ビリヤード場	細分類8061		

次ページに続く

	対象	対象外
生活関連 サービス業	囲碁・将棋所	細分類 8 0 6 2
	ダンスホール	細分類 8 0 9 1
	カラオケボックス業	細分類 8 0 9 5
	学習塾	小分類 8 2 3
	教養・技能教授業	小分類 8 2 4
	療術業	小分類 8 3 5

※分類にかかわらず、管理、補助的経済活動のみを行う事業所は対象外となります。

※ご不明な点は、商業振興課又は店舗所在地の区役所（12ページ参照）までお問い合わせください。

日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）

総務省HP：[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)

インターネットで

## （2）補助対象事業

以下のいずれかに該当する、売上・来店客数増加のために行う魅力的な店舗への改装等を行う事業を支援します。

対象事業	事業内容（例）
(1) 少子・高齢化対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康寿命の延伸に貢献するメニューやサービスを提供する店舗に改装</li> <li>子育て支援に特化したサービスを提供する店舗に改装</li> </ul>
(2) 地域交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>多世代交流施設や地域情報発信等の地域住民の交流の場となる店舗に改装</li> <li>地域住民と子育て世代とが交流できるコミュニティカフェを備えた店舗に改装</li> </ul>
(3) 地域資源活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンテナショップに改装</li> <li>地産地消メニューに特化した店舗に改装</li> </ul>
(4) 店舗の付加価値を高める取り組み（強みづくり）	<p>※上記3つの視点以外による、売上・来店客数増加への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物販店から物販とカフェを併設した店舗に改装</li> <li>食材知識やノウハウを活かし、青果店から弁当惣菜販売を併設した店舗に改装</li> <li>混雑する店舗で客席を増やす改装工事を行い、店舗の客待ち時間の解消・受入れ可能客数の増加を図る</li> </ul>

### (3) 補助対象経費

次の①～④の全てに該当するものに限ります。

- ① 店舗の新築，移転に伴う工事，備品購入ではないこと
- ② 補助対象経費（※1）が15万円以上であること
- ③ 補助対象経費（※1）となる取得価格が1点あたり3万円以上の備品の購入であること
- ④ 改装工事の発注先，備品の購入先が市内業者（※2）であること

※1 消費税課税事業者の場合，補助対象経費は，消費税等仕入控除税額を除いた額です。

※2 市内に本社，本店，支店もしくは営業所を有する法人，又は市内に住所のある個人事業主（見積書及び領収書で市内の住所が確認できるもの）

- 売上・来店客数増加のために行う魅力的な店舗への改装工事や備品購入が対象であり，建物の維持管理や老朽化のみを理由とする工事等は対象外です。
- 対象となる工事は売場面積（顧客に直接サービスを提供する部分）にかかる工事とし，対象となる備品は店舗の売場における営業で使用するものに限ります。
- 金融機関への振込手数料は補助対象となりません。

○対象となる工事の例	×対象とならない工事の例
① 床材・内外壁・天井の張替え，塗装	① 土地購入及び工事中の仮店舗に係るもの
② 顧客用出入口扉の自動化・バリアフリー化	② 建築手続き等に要する費用
③ 襖・障子などの建具や畳の張替え	③ 屋根・柱（建物の躯体部分）・梁に関する工事
④ 窓ガラス・サッシの交換	④ 住居や事務所等，専ら店舗以外で使用する部分に関する工事
⑤ 厨房の改修	⑤ 事務室・従業員休憩室・車庫・物置・倉庫等，顧客に直接サービスを提供しない部分に関する工事
⑥ 理美容業の顧客用セットチェアを取換え	⑥ 建物増減築（床面積増減）に関する工事
⑦ 顧客用トイレ等水回りの改修	⑦ 下水・浄化槽に関する工事
⑧ 接客カウンターの取換え	⑧ 地下埋設の給排水管のみの新設・修繕・取換え
⑨ 店舗外壁や入口に付属された看板設置	⑨ 植樹・剪定などの植栽に関する工事
⑩ 店舗に固定する設備・家具に関する工事 （床に固定する商品陳列棚・テーブル・ベンチなど）	⑩ 側溝・駐車場等の路面舗装に関する工事
	⑪ 清掃・消臭・抗菌処理
	⑫ 害虫駆除・防虫等の薬剤散布・塗装
	⑬ 売場面積ではない部分に関する外装工事
	⑭ 建築物以外の構築物・塀・門扉等に関する工事（店舗看板を除く）
	⑮ <u>空調設備（エアコン含む），給湯設備の更新又は入れ替えに要する費用</u>
	※④，⑤については，店舗スペースとするための改装工事の場合は補助対象となります。

○対象となる備品の例	×対象とならない備品の例
① 顧客用の椅子テーブルセット	① 事務用品
② レジスター	② 消火器などの消防用品・防災用品
③ キャビネット など	③ 食器セット
	④ 自動車, バイク, 自転車
	⑤ 電話, F A X, コピー機, 複合機, タブレット端末, パソコン, ソフトウェア, プリンター, デジタルカメラ, テレビ
	⑥ <u>冷蔵庫の更新又は入れ替え(業務用含む)</u>
	⑦ 補助目的以外に主に使用すると認められるもの など

※補助対象経費についてご不明な点は、商業振興課又は店舗所在地の区役所（12ページ参照）までお問い合わせください。

#### (4) 補助率等

補 助 率： 補助対象経費の1／3以内

補助限度額： 50万円（事業承継者の場合、100万円）

※ 事業承継者とは、交付申請日において、同日の1年前から事業開始年度末日までに事業承継を行った又は行う者で、事業承継後の新代表者（被承継者）が、次のア～ウのいずれかに該当する事業者です。

なお、補助金の交付申請者は、すでに事業承継済みの場合は新代表者（被承継者）、交付申請後に事業承継を行う場合は現代表者となります。

#### ■事業承継者の要件及び要件への適合を確認する必要書類

要件	確認書類
ア 経営に関する職務経験を有している者	
・申請事業者の役員として1年以上の経験を有する者	法人登記簿, 役員名簿, 確定申告書等
・他の事業者の経営者として1年以上の経験を有する者	
・個人事業主として1年以上の経験を有する者	
イ 申請業種に関する知識を有している者	
・申請事業者等に継続して1年以上勤めた経験を有する者	従業員名簿, 賃金台帳, 給与明細等
・申請事業者と同じ業種に1年以上勤めた経験を有する者	
ウ 申請企業等の代表者の3親等内の親族	戸籍謄本等



### 3. 補助金交付申請

#### (1) 申請受付期間

令和2年 5月18日(月)～

※ 先着順に受付し、申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。  
 受付状況は市ホームページにて随時お知らせいたします。

#### (2) 提出書類

申請には次の①～⑨の書類を1部ずつ提出してください。

- 書類の不足や申請書の記載事項に空欄がある等、書類に不備がある場合は受付できません。
- 提出書類により補助対象要件が確認できない場合など、書類の追加提出をお願いすることがあります。
- 補助対象要件についてご不明な点があれば、書類作成前に商業振興課又は店舗所在地の区役所(12ページ参照)でご確認ください。

1. 個人事業主・法人共通で必要となる書類	
①	補助金交付申請書一式 【市の所定様式】 ※1 ・申請書 ・事業計画書 ・収支計画書 ・補助対象要件に関する確認事項申出書
②	店舗所在地及び周辺状況が分かる地図
③	現況の店舗状況が分かるカラー写真1部(撮影場所及び撮影日を表示) ※2 店舗外観(入口部分を含む)、内部状況の写真(店舗内の全景、改修工事を実施する箇所、購入した備品を設置する箇所)
④	改装工事を実施する場合 ・見積書 ※3 ・店舗平面図(改装する部分ができるように記載) ・改修工事の規模及び範囲を確認できる資料(店舗立面図など)
	備品購入を実施する場合 ・見積書 ※3 ・店舗平面図(備品の設置個所ができるように記載) ※4 ・カタログ等、仕様がわかるもの
⑤	納税証明書(新潟市制度用)の原本 ※5
⑥	暴力団排除に関する誓約書兼同意書

※1 事業計画書、収支計画書には、補助事業を通じた、売上・来店客数増加の取組みについて記載してください。設備投資と資金調達の計画に無理がないか、収支計画は適切かなど、経営相談できる窓口等も活用しながら作成してください(※窓口の例を下記に記します)。  
 [例：新潟IPC財団、地域の商工会議所・商工会、お取引先の金融機関、税理士、中小企業診断士など]

※2 改装工事や、据え付けの棚など固定的な備品を設置する場合には、工事予定部分や設置予定場所が分かる写真にしてください。申請日前2週間以内に撮影されたものに限りです。

※3 見積りは、市内に本社、本店、支店もしくは営業所を有する法人、又は市内に住所のある個人事業主（見積書で市内の住所が確認できるもの）から徴取してください。

同一仕様で2社以上から徴取した上で、最も安価な見積書を添付してください。

※4 店舗平面図にマーカーをする、斜線を引くなど、設置場所が視覚的にわかるような資料としてください。店舗平面図がない場合は、手書きの図面等でも差し支えありません。

※5 発行窓口は、市税事務所市民税課、各区役所の区民生活課（中央区は窓口サービス課）、各出張所です。

納税証明書は申請月の1カ月前以降に証明されたもの（例えば1月に申請する場合は12月1日以降）に限りです。納税後2週間以内に発行申請する場合は、市税務システムでの納付確認ができないため、納付した領収書、口座振替された通帳やそのコピーを発行窓口に必ずお持ちください。

2	個人事業主の場合	法人の場合
⑦	<input type="checkbox"/> 営業期間、現況を確認する書類 ※6 ・青色申告決算書類一式（写） （損益計算書、貸借対照表を含む） ※白色申告者は収入内訳書（写）	<input type="checkbox"/> 営業期間、現況を確認する書類 ※6 ・直近の確定申告書（写） ・直近の決算書類 ・登記簿謄本（写） <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> <u>いずれも必須</u>
⑧	<input type="checkbox"/> 次のア、イいずれかの書類 ア. 従業員5人以下を確認する書類 1) 書類⑦で従業員数5人以下であることが確認できる場合 ⇒ 書類⑧は提出不要 2) 上記1) 以外の場合、 <u>A)～D)のいずれかの書類</u> （直近のもの） A) 店舗の従業員名簿 B) 貸金台帳 C) 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写） D) 労働保険概算・増加概算確定保険料申告書（写）	<input type="checkbox"/> 次のア、イいずれかの書類 ア. 従業員5人以下を確認する書類 <u>A)～E)のいずれかの書類</u> （直近のもの） A) 店舗の従業員名簿 B) 貸金台帳 C) 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写） D) 労働保険概算・増加概算確定保険料申告書（写） E) 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表（写）
	<input type="checkbox"/> イ. 売場面積250㎡以下を確認する書類 ※7 <u>E)～G)のいずれかの書類</u> （現在のもの） E) 店舗平面図（写） F) 賃貸借契約書（写） G) 店舗建物の固定資産名寄台帳（写）	<input type="checkbox"/> イ. 売場面積250㎡以下を確認する書類 ※7 <u>F)～H)のいずれかの書類</u> （現在のもの） F) 店舗平面図（写） G) 賃貸借契約書（写） H) 店舗建物の固定資産名寄台帳（写）

⑨	<input type="checkbox"/> 事業を承継したことが分かる書類の写し（事業承継者のみ） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業承継済みの場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 前代表者（承継者）の廃業届及び新代表者（被承継者）の開業届</li> </ul> </li> <li>・ これから事業承継を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 前・新代表者双方の念書（任意様式）</li> </ul> </li> </ul>	<input type="checkbox"/> 事業を承継したことが分かる書類の写し（事業承継者のみ） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業譲渡契約書</li> <li>・ 登記事項証明書（履歴事項証明書）</li> </ul>
	※上記のほか、事業承継者の要件への適合を確認する書類も必要です。（7ページ参照）	

※6 書類により当該店舗が1年以上継続していることが確認できない場合や、店舗所在地の記載が無い場合には、別途、店舗の営業期間及び店舗所在地を確認できる書類を添付してください。⇒ 公共料金の領収書など

・ 貸借対照表を作成していない場合、ヒアリングなど別の手段で財務状況を確認させて頂くことがあります。

※7 売場面積は、顧客に対して直接サービスを提供する場所とします。事務室や従業員休憩室、倉庫等は含まれません。

当書類では売場面積250㎡以下であることが確認できない場合には、別途、売場面積250㎡以下を確認できる書類を提出してください。

### （3）申請書類提出先

店舗所在地の区役所または商業振興課まで持参によりご提出ください。

※ 区役所連絡先については12ページを参照ください。

※ 郵送、FAX、メール等の電子データでの提出は受付できません。

## 4. 申請内容の審査

（1） 提出書類については、「売上・来店客数増加のための取組み」という視点に沿ったものかどうか、外部識者等による審査員が審査を行います。

（2） 審査後、採択となった申請者へは交付決定通知を、不採択となった申請者へは不交付決定通知を送付します。

## 5. 改装工事，備品購入の実施

- (1) 市役所から補助金交付決定が通知される前の工事請負又は備品購入の契約締結による着手等は認められません。決定通知受領後に、施工業者と契約を締結し、工事を施工することができます。
- (2) 補助金交付決定後に工事等の内容が変更となり、工事費（補助対象経費）が縮減された場合、補助金額は減額となりますが、工事費（補助対象経費）が増額となった場合でも、補助金額は増額されません。  
また、やむを得ない事由による場合を除き、交付決定時と異なる内容の工事費や備品購入費は原則として補助対象外となります。
- (3) 工事完了や備品納品、及び、その支払いは令和3年3月末日までに完了してください。  
令和3年3月末日までに支払った工事費や備品購入費が補助金の対象となります。それ以降のものは補助金の対象となりませんのでご注意ください。

## 6. 実績報告書の提出

工事代金等の支払から30日後又は令和3年3月末日までの、いずれか早い日までに実績報告書一式を店舗所在地の区役所または商業振興課に提出してください。

なお、支払行為の内容・時期が確認できないものは、補助金の対象となりません。

提出書類			
①	実績報告書【市の所定様式】		
②	改装工事を実施した場合	工事後のカラー写真	※
	備品を購入した場合	設置後のカラー写真	※
③	工事費，備品購入費を支払った際の領収書，納品書 (宛名，工事明細内容，購入備品内容，支払日がわかるもの)		

- ※ 申請書に添付した工事前の写真と同じアングルの写真を提出してください。  
撮影日及び撮影箇所の記載・図示もお願いします。提出いただいた写真が工事施工前の状況と比較し難しい場合には、再度の提出をお願いする場合があります。

## 7. 補助金の交付

- (1) 提出いただいた実績報告の内容を確認（申請内容どおりの事業内容であることの確認）した後に交付金額を確定し、「補助金額確定通知書」によって申請者に通知します。通知後、申請者が指定した金融機関口座に補助金を振り込みます。
- (2) 事業にかかる経費を審査した結果、補助対象外経費が含まれていることが判明した等の場合は、補助金交付額が報告いただいた補助金額に満たないことがあります。

## 8. 留意事項

- 交付申請書にて宣誓した交付条件に違反した場合、補助金を返還いただく場合があります。
- 補助金の交付を受けた年度から3年間、毎年4～5月頃に年度ごとの営業状況を報告していただきます。当方から送付する書類に必要事項を記載の上、必ずご提出ください。  
返送が無い場合には交付済みの補助金を返還いただく場合があります。

### 【お問い合わせ・書類提出は店舗が所在する区の区役所または商業振興課へ】

※開庁時間：午前8時30分～午後5時30分（土日祝は除く）

担当	住所（新潟市）	電話番号
北区産業振興課商工観光係	北区葛塚 3197	025-387-1356
東区地域課産業文化振興室	東区下木戸 1-4-1	025-250-2170
中央区地域課産業振興室	中央区西堀通 6-866 (NEXT21 5階)	025-223-7054
江南区産業振興課商工観光グループ	江南区泉町 3-4-5	025-382-4809
秋葉区産業振興課商工観光係	秋葉区程島 2009	0250-25-5689
南区産業振興課商工観光推進室	南区白根 1235	025-372-6507
西区農政商工課食と産業振興室	西区寺尾東 3-14-41	025-264-7630
西蒲区産業観光課観光交流・商工室	西蒲区巻甲 2690-1	0256-72-8454

#### 新潟市経済部商業振興課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地（古町ルフル5階）

電話：025-226-1633（直通） F A X：025-228-1611

E-mail：shogyo@city.niigata.lg.jp

U R L：[http://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/shokoshien/shien/shogyo\\_kizon.html](http://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/shokoshien/shien/shogyo_kizon.html)